

達第10号

鶴見区役所課長等専決規程（平成24年達第39号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(窓口サービス課長等専決事項)	(窓口サービス課長専決事項)
第5条 窓口サービス課長の専決事項は、次のとおりとする。	第5条 [同左]
[(1)～(14) 略]	[(1)～(14) 同左]
[削る]	<u>(15)</u> 国民健康保険の被保険者の資格の得喪及び異動に関する事（第5号の場合における国民健康保険資格確認書及び国民健康保険被保険者証の回収に関する事を除く。）
[削る]	<u>(16)</u> 国民健康保険の保険給付に関する事。ただし、給付の制限に関する事を除く。
[削る]	<u>(17)</u> 国民健康保険の保険料その他の徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、過料の賦課、別に定める減免の決定、10,000円以上の不納欠損処分並びに被保険者一部負担金の減免及び徴収猶予の決定を除く。
[削る]	<u>(18)</u> 国民健康保険の保険料その他の徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事

[削る]	<u>(19)</u> 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金の徴収に関する <u>こと</u> 。ただし、不納欠損処分を除く。
[削る]	<u>(20)</u> 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務に関する <u>こと</u>
[削る]	<u>(21)</u> 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務に関する <u>こと</u>
[削る]	<u>(22)</u> 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関する <u>こと</u>
[削る]	<u>(23)</u> 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る医療費の支給に関する <u>こと</u>
<u>2 保険年金担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪及び異動に関すること（前項第5号の場合における国民健康保険資格確認書及び国民健康保険被保険者証の回収に関することを除く。）</u> <u>(2) 国民健康保険の保険給付に関すること。ただし、給付の制限に関することを除く。</u> <u>(3) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、過料の賦課、別に定める減免の決定、10,000円以上の不納欠損処分並びに被保険者一部負担金の減免及び徴収猶予の決定を除</u>	[新設]

く。

(4) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること

(5) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金の徴収に関すること。ただし、不納欠損処分を除く。

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務に関すること

(7) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務に関すること

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る医療費の支給に関すること

（保健福祉課長等専決事項）

第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。

[(1)～(10) 略]

(11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること

[(12)・(13) 略]

(14) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと

（保健福祉課長等専決事項）

第6条 [同左]

[(1)～(10) 同左]

(11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること

[(12)・(13) 同左]

[新設]

及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(15) 公害健康被害の補償等に関する法律
(昭和48年法律第111号)第4条第4項の
規定による公害医療手帳の交付に関する
こと

[新設]

(16) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条
例（平成13年大阪府条例第3号。以下こ
の号において「府条例」という。）の規定
に基づく事務で次に掲げるものに関する
こと。ただし、イ及びウに掲げる事務以
外の事務について緊急の必要がある場合
を除く。

[新設]

ア 府条例第4条第3項の規定による届
出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公
示（府条例第11条の規定により抑留し
た犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通
知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野
犬を掃討すること

オ 府条例第15条第2項の規定により周
知を行うこと

カ 府条例第16条の規定により犬に口輪
をつけることその他必要な措置を採る
べきことを命ずること

キ 府条例第20条第1項の規定により報
告を求めること及び動物愛護管理員に
飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養

に關係のある場所に立ち入り、調査さ
せること

[2 略]

[削る]

[2 同左]

3 保健担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項から第3項までの規定により引取りを行うこと及び引き取るべき場所を指定すること並びに同法第36条第2項の規定により収容すること

(2) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定による公害医療手帳の交付に関すること

(3) 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号。以下この号において「府条例」という。）の規定に基づく事務で次に掲げるものに関すること。ただし、イ及びウに掲げる事務以外の事務について緊急の必要がある場合を除く。

ア 府条例第4条第3項の規定による届出を受け付けること

イ 府条例第13条第1項の規定による公示（府条例第11条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）を行うこと

ウ 府条例第13条第2項の規定による通知を行うこと

エ 府条例第15条第1項の規定により野犬を掃討すること

	オ 府条例第15条第2項の規定により周知を行うこと カ 府条例第16条の規定により犬に口輪をつけることその他必要な措置を採るべきことを命ずること キ 府条例第20条第1項の規定により報告を求めること及び動物愛護管理員に飼い犬の飼養施設その他飼い犬の飼養に係のある場所に立ち入り、調査させること
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

(鶴見区役所総務課)